

53産局第619号  
昭和53年9月8日

通商産業局長 殿

通商産業省産業政策局長

前払式特定取引業者（友の会）に対する監督指導の強化について

割賦販売法第2条第4項の前払式特定取引業者を営む者のうち、いわゆる友の会事業者の監督については立入検査・報告徴収等により万全を期しているところではありますが、最近販売不振等による親会社の倒産の影響を受けて、友の会事業者も倒産する事例が生じていることは消費者保護の観点から重大な問題であると考えます。

かかる情勢下においては他の友の会事業者においても、親会社の経営内容が悪化していることが懸念されるので、各通商産業局においては管内友の会事業者の親会社の財務内容を把握し、経営内容の悪化している者に対しては、事前に適切な手段を講ずる必要があると考えます。

このため、当面の措置としては最新時点の親会社の決算報告書を徴求し、財務内容が悪化している場合には当該友の会事業者に対して随時立入検査を実施するなどにより実態を把握し、倒産等の防止について適切な指導監督に努め、もって消費者保護に万全を期するようお願いします。

なお、今後友の会事業者が割賦販売法施行規則第24条第1項に基づく事業年度終了後の財産に関する調書等を提出する際には、親会社の貸借対照表及び損益計

算書を併せて提出するよう指導方お願いします。